

補聴器購入費用の一部を助成します

聴力の低下によりコミュニケーション等に支障のある難聴者が、補聴器により聞こえを補い自立した日常生活を営むことができるよう補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

助成対象・助成金額

○助成対象となる方（以下の条件をすべて満たす方）

- ①市内に住所を有する18歳以上の方
- ②両耳の聴力レベルが40デシベル以上であって身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- ③生活保護受給世帯または市民税非課税世帯に属する方
- ④補聴器の装用が必要と医師に判断された方

○助成金額

補聴器購入費用の3分の2に相当する額（上限額 35,266 円）。

○注意事項

・対象となるのは生活保護受給世帯または非課税世帯に属する方であり、所得状況によっては対象外です。ご自身が対象となるかについては障がい福祉課にお問合せいただければお答えいたしますので医師の意見書を依頼する前に障がい福祉課にお問合せください。

- ・市から給付決定を受ける前に購入した場合は助成対象外です。
- ・助成対象となる補聴器は原則、片側1台です。
- ・給付の決定の日から5年以内に補聴器を再購入する場合は助成対象外です。
- ・医療機関の診察料、検査料、文書料、補聴器の修理費等は助成対象外です。

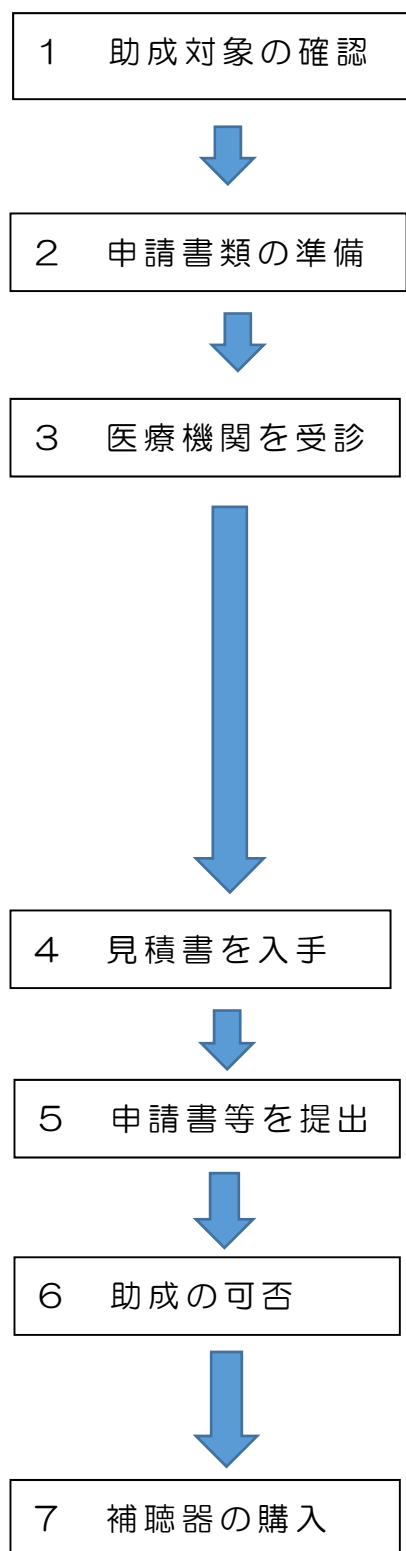
購入前に医師の意見書、補聴器の見積書を添えて申請が必要です。

【問い合わせ先】 小牧市役所 障がい福祉課

TEL 0568-76-1127 FAX 0568-76-4595

Mail: shougaifukushi@city.komaki.lg.jp

<手続きの流れ>



まずは、ご自身が助成対象者であるかの確認をお願いします。障がい福祉課（Tel 0568-76-1127）にお問合せください。

申請書、医師の意見書の様式を障がい福祉課または、市のホームページで入手します。

医療機関を受診し、「中等度難聴者補聴器購入費給付についての意見書」（※）を作成してもらいます。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法に規定する都道府県知事の定める医師が作成したものに限り。

医師の意見書をもとに補聴器の見積書を販売店等で作成してもらいます。

申請書、医師の意見書、補聴器の見積書を障がい福祉課へ提出します。

助成が受けられる場合「決定通知書」、「給付券」、助成が受けられない場合「却下通知書」が送付されます。

「決定通知書」「給付券」が届いたら販売店等へ「給付券」を持参して補聴器を購入します。
※「決定通知書」「給付券」が届く前の購入は助成対象外になります。

※「給付券」に記載されている利用者負担額を販売店等に支払います。